

第2回 東京都児童福祉審議会本委員会 議事録

- 1 日時 平成23年6月14日(火曜日) 19時00分～20時59分
- 2 場所 都庁第一本庁舎 42階北側 特別会議室B
- 3 報告
 - (1) 東日本大震災における被災児童等に対する福祉保健局の主な対応について
 - (2) 平成22年度における各部会の審議内容について
 - ・里親認定部会
 - ・子供権利擁護部会
 - ・児童虐待死亡事例等検証部会
 - ・専門部会(保育所の設備・運営基準に関する検討)
- 4 議事
 - (1) 副委員長選任
 - (2) 新たな審議事項について
 - (3) 専門部会の設置について
- 5 出席委員
網野武博委員長 松原康雄副委員長 石崎朝世委員 磯谷文明委員
犬塚峰子委員 大谷隆興委員 柏女霊峰委員 加藤尚子委員
くまき美奈子委員 佐藤麻由美委員 高田真里委員 高野篤雄委員
成澤廣修委員 花崎みさを委員 渡辺象委員 秋山千枝子委員
高塚雄介委員 高橋利一委員 中板育美委員 柗澤章次委員
平湯真人委員 村井美委員 山口洋委員 渡邊淳子委員
- 6 配付資料
 - 資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿
 - 資料2 東京都児童福祉審議会行政側名簿
 - 資料3 東日本大震災における被災児童等に対する福祉保健職の主な対応
 - 資料4 平成22年度における各部会の審議内容について
 - 資料5 児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて(仮称)
 - 資料6 地域主権改革に関する動向

○計画課長 お待たせいたしました。本日はお忙しい中、御出席をちょうだいいたしまして、ありがとうございます。まだ、二人方の御到着が遅れていらっしゃるようですけれども、定刻になりましたので、始めさせていただければと思っております。

私は、当審議会の事務局の書記を担当させていただきます、福祉保健局少子社会対策部計画課長の高際と申します。どうぞよろしく願いいたします。

以降、申し訳ありませんが、座って進めさせていただきます。

まず、開会に先立ちまして、委員の方の御出席について御報告をさせていただきます。本審議会の委員数は、今期、委員29名でございます。本日、所用のため御欠席と御連絡をちょうだいしている委員の皆様は、石阪委員、木村委員、高橋重宏委員、小野委員、鈴木委員の5名。御出席とお返事をいただいている委員会は24名でございますので、定足数に達することを御報告させていただきます。

それでは、始めさせていただければと思います。

まず初めに、お手元に会議資料を配付させていただきましたので、御確認をお願いいたします。

資料1、東京都児童福祉審議会委員名簿。

資料2、東京都児童福祉審議会行政側名簿。

資料3、東日本大震災における被災児童等に対する福祉保健局の主な対応。

資料4、平成22年度における各部会の審議内容について。

資料5、児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて（仮称）。

資料6、地域主権改革に関する動向。

以上、本日の資料をそろえさせていただいております。すべてお手元にご覧いただけますか。よろしいでしょうか。

なお、本日の審議会は公開となっております。後日、議事録は、東京都のホームページに掲載させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、昨年11月4日に開催いたしました第1回本委員会以降、新たに御就任いただきました委員の皆様について、資料1の名簿の順に沿いまして、御紹介をさせていただきます。

まず、大谷隆興委員でございます。

渡辺象委員でございます。

鈴木亘委員でございますが、所用のため御欠席と伺っております。

柘澤章二委員でございます。

山口洋委員でございます。

それから、今、御到着をされました、犬塚峰子委員が新たに御就任をちょうだいしたところでございます。よろしくお願いいたします。

また、前回御欠席をされた委員の方で、本日御出席の方がいらっしゃいますので、改めて御紹介をさせていただきます。

柏女霊峰委員は、遅れていらっしゃるかと御連絡をいただいております。

続きまして、くまき美奈子委員でございます。

成澤廣修委員でございます。

高橋利一委員でございます。

中板育美委員でございます。

村井美紀委員でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

また、行政側につきましても4月1日付で幹事に異動がございましたので、御紹介をさせていただきます。

まず、幹事を務めます、福祉保健局児童センター次長の稲葉でございます。

書記を務めます、少子社会対策部家庭支援課長の柏原でございます。

同じく書記を務めます、少子社会対策部次世代育成支援担当課長の西尾でございます。

少子社会対策部事業推進担当課長の河合でございます。

そのほか関係職員についても異動がございましたけれども、資料2をもって紹介とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、ここで、杉村福祉保健局長からごあいさつを申し上げます。

○福祉保健局長 福祉保健局長の杉村でございます。「東京都児童福祉審議会」の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、日ごろから福祉保健局の保健医療、福祉行政につきまして、御理解と御支援をちょうだいいたしておりまして、誠にありがとうございます。深く感謝を申し上げます。

また、本日は大変お忙しい中、この夜の会議に出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいま司会からございましたとおり、新しい任期をお願いしまして、第1回目の会議を開いたのが今年の11月4日でございます。それ以降、半年以上も経過をいたしております。その間、各部会の委員の皆様には大変な御尽力をいただきまして、改めて御礼を申し上げます。

ありがとうございます。

そして、3月11日に、本当に日本社会を根底から揺るがすような東日本大震災が発生をいたしました。東京都といたしましても、発生直後からさまざまな支援を行ってまいりましたけれども、東京都の福祉保健局におきましても、被災地あるいは被災者の物的、人的な支援を始め、避難者の受入れ、さまざまな支援をこれまで行ってまいりました。

後ほど詳しい支援の状況については説明があるかと思えますけれども、まだまだ現地については、復興とは程遠い状況だということで認識をいたしております。

つい先日も、震災孤児が200人を超えたという報道がなされておりましたけれども、こうした子供たちの心のケアを始めといたしまして、今後とも福祉保健局としてもしっかりと被災地の支援、あるいは避難者の支援に取り組んでいかななくてはいけないということを確認いたしております。

さて、改めて申し上げるまでもございませんが、急速に高齢化が進む中で、児童福祉を取り巻く社会情勢も大変大きく変化をいたしております。東京都は、都の施策推進の指針とも言うべき「10年後の東京」への実行プログラム2011という1つの計画でございますが、この中で子供を産み、育てる家族を社会全体で支援し、少子化を打破するということを重点目標の1つとして位置づけているところでございます。

中でも保育サービスの拡充と待機児童の解消、そして、児童虐待の未然防止など、虐待対策の強化、これはいずれも本審議会の主要なテーマではございますけれども、こうしたものは喫緊かつ重要な課題でございます。福祉保健局としても局の最重要課題としてさまざまな施策を展開しているところでございます。

国におきましても、さまざまな動きがございました。児童虐待の深刻化等の状況を受けまして、この5月に親権制度を見直す民法、児童福祉法等の改正がなされました。

また、児童福祉施設の整備、運営基準に関しましては、国の地域主権改革に関する法律が4月に可決、成立をし、都においても今後、条例を制定するということになってまいります。

いずれにいたしましても、先ほども申しましたように、これらのテーマは「児童福祉審議会」でさまざまな角度から御審議をいただくべき事項と考えておまして、委員の皆様の豊富な御経験や専門的な観点から、今後とも御意見をちょうだいできれば大変ありがたいと考えております。

都といたしましても、委員の皆様からちょうだいいたしました貴重な御意見、御提案につきましては、可能な限り都の施策に反映をいたしまして、時代を担うすべての子供たちが生き

生きとして、人生を歩める社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、今後とも引き続き特段のお力添えを賜りますよう、心からお願いを申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○計画課長 それでは、今後の進行につきましては、網野委員長をお願いいたします。よろしくお願いをいたします。

○網野委員長 座ったままで失礼いたします。

それでは、昨年11月4日に第1回の審議会、本委員会が開催されて以来になりますが、今期2回目の児童福祉審議会、本委員会をただいまから開くことといたします。

本当に遅い時間、お忙しい中を御参集いただきまして、改めて御礼申し上げます。

この間、先ほどのごあいさつにもありましたが、半年以上経過した中で2つのことをまず触れたいと思います。最初に、この審議会の副委員長でいらした庄司順一先生が、1月17日に急逝されました。私ども、その驚きは尋常ではありませんでしたが、本当に残念なことを悔やんでも悔やみ切れないうらいに悲しい思いとともに、残念な思いをいたしました。

庄司先生は、この審議会で副委員長を担っていただきましたが、更に「里親認定部会」の副部会長もされておりましたし、特に社会的養護の分野に関する専門部会などの面でも部会長としてご活躍していただき、重要な報告書のとりまとめなども進めていただきました。

本当に私ども残念ですが、この審議会で先生のいろいろな御遺志を肝に銘じながら、今後、進めていきたいと思っております。謹んで、改めて御冥福をお祈りいたします。

次に、先ほど杉村局長からもごあいさつの中でございましたが、3月11日の東日本大震災、これにつきましても未だに非常に大きな深刻な影響が続いております。各委員の皆様方にも、本当に様々な思いをお持ちで、被災者の支援に関わられてこられたのではないかと推察いたします。先ほどの杉村局長のお話にもございましたように、東京都としてもこの面でのさまざまな対応を今、進めているところでございました。

そこで、これからの審議の中で、まず報告事項に入りますが、この大震災における被災児童等への支援。このことから進めていきたいと思っております。

東京都においても被災した子供たちとその家族に対しまして、さまざまな支援を行ってきておりますので、まずはその御報告を事務局からお願いしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○計画課長 それでは、私から御報告を申し上げます。恐れ入りますが、配付資料3をごらんい

ただければと思います。

東京都におきましては、東日本大震災の発災直後から物的、人的支援を始めとするさまざまな支援を行ってまいりました。私ども、福祉保健局におきましては、都の備蓄、購入物資、都民、企業団体の皆様からいただきました義援物資を管理いたしまして、被災地などからの要請に応じ搬送するとともに、都内に設けました避難所において御利用いただくなど、物的な支援を行ってまいりました。

また、発災直後から医療救護班、心のケアチーム、保健師、介護職員などの専門職員を被災地へ派遣するなど、人的な支援も続けているところでございます。

資料3にまとめさせていただきましたのは、さまざまな支援のうち、被災児童等に対するものでございます。簡単ではございますが、こちらに沿って御報告を申し上げます。

「1 物的支援」でございます。

東京都では被災地からの要請に応じまして、先ほど申し上げましたとおり、備蓄、購入物資のほか、都民ほか皆様から御提供いただきました義援物資を搬送いたしてまいりました。義援物資の受付は3月18日～27日まで行ったところでございますが、3万5,000件を超えるお申し出をちょうだいいたしまして、赤ちゃん用おむつ4,760箱を含みます10tトラック86台分を、皆様からお預かりしたところでございます。

これらを被災地からのお声に基づきまして、順次お送りするとともに、都内避難所にお届けいたしまして、避難所の皆様に御利用いただいたところでございます。

「2 人的支援」でございます。

東京都では医療、保健、介護など各分野の専門職員を被災地に派遣しておりますが、児童福祉関係では厚生労働省を通じた要請に基づきまして、児童相談所の児童福祉士、児童心理士を派遣しております。厚生労働省からは、まず3月15日付で、都道府県、指定都市、児童相談所設置市あてに派遣要請がございました。

各都道府県からの具体的な派遣に先立ちましては、厚生労働省の専門官と私ども児童相談センターの職員が現地へ状況の把握に行き、具体的な派遣に入ったというところでございます。

最初の派遣といたしましては、岩手県に対しまして児童福祉士、児童心理士を派遣するというものが最初でございまして、東京都では、3月26日から児童福祉士1名、児童心理士1名の計2名を派遣いたしました。このときの派遣規模は、計17名と聞いてございます。

震災により多くの被災者や避難者が生じまして、震災孤児となった子供や保護者と離れ離れで避難所にいる子供が多数いると思われる中で、派遣職員がやったことといたしますのが地元児童

相談所職員とチームを組みまして、避難所などを巡回し、保護者がお亡くなりになった、または行方不明で保護が必要と思われる児童が、どこにどのぐらいいるのか、保護者がいらっしゃる場合にも、保護者の状況がどうなのかといったことを調査いたしまして、早期の保護に向けた活動を実施したところでございます。

その後、宮城県へは4月12日～15日に、児童福祉士2名を派遣。また、先週の月曜から金曜までは、児童福祉士、児童心理士、1名ずつを派遣いたしまして、中央児童相談所管内、東北児童相談所管内の保育所及び避難所を中心に、巡回活動を行ってまいりました。

先ほど局長からのごあいさつの中でもございましたが、厚労省によると、現在確認されている震災孤児が201名と伺っておりますけれども、震災から3か月経ちまして、被災した子供たちに対する心のケアがこれからより求められてくると思っております。

今後も被災地からの具体的な派遣要請に応じまして、児童福祉士、児童心理士の派遣を検討いたしまして、できるだけの対応をしてまいりたいと考えております。

また、記載はしてございませんが、都におきましては、そのほか岩手県の陸前高田市に精神科医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士などによる、心のケアチームを派遣しておりまして、地元の精神保健福祉センター、保健所と協力をしながら、精神科の応急診察、被災者の心のケアなどを実施しております。

保健師チームも岩手県、宮城県、福島県に派遣をいたしまして、被災地の保健師の皆様と協力をして、児童を含めた地域住民の方々に対する健康相談、健康チェックなどを実施しているところでございます。

「3 その他」でございます。

(1) 東京都における要保護児童の受入れ体制の確保でございます。児童養護施設、乳児院を始めとする施設、養育家庭等におきまして、東京都では163人分の受入れ枠を確保しております。厚労省のとりまとめによりますと、6月3日現在、全国の児童関係施設で7,000名を超す受入れ体制がとられていると伺っております。

実際の受入れという点では、現在まで東京都に対して施設、養育家庭での受入れ要請はお受けしておりません。

阪神・淡路大震災でも、震災孤児のほとんどが御親族に引き取られたと伺っておりますので、今回の震災においても、宮城県で施設入所が2名あったと聞いておりますけれども、それ以外はほぼ皆様、親族のもとでお暮しになっているとのことで、やはりできるだけ住み慣れた地域で親族との生活をという状況かと思っております。

最後（２）で記載をいたしました、都内の避難所。こちらは、1（２）の※で書かせていただきました、東京武道館、東京ビッグサイト、味の素スタジアム、こちら5月22日まで東京都で運営をしておりましてけれども、ここでは保健師による健康相談や福祉相談に加えまして、さまざまな分野の皆様が医療、法律、心の相談など、ボランティアとして参加をいただきまして、避難者の皆様の支援を実施し、それについては、現在、旧グランドプリンスホテル赤坂においても同様に実施がされております。

避難所の皆様に対しまして、児童相談所では、避難所担当者からの連絡によりまして、避難された御家族の状況を確認し、御相談をお受けし、必要な支援をするといった対応をしておりまして、今もそういう体制でございます。

簡単ではございますが、被災児童等への支援についての御報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○網野委員長 ありがとうございます。

ただいまの御報告について、何か御質問、御意見ございますか。

平湯委員、どうぞ。

○平湯委員 今のお話で、2つのことを申し上げたいと思います。

1つは、現地の子供たちが親族のもとにいるということで、社会的養護の方で用意した受入れ要請が、具体的な要請としてはなかった。ないぐらい親族のお力があったという評価になると思うんですが、この上は、親族の皆さんが社会的な養護体制の下に組み入れられる形の養護保障が望ましいということに具体的になりますと、親族里親の活用ということになってくると思うんですが、その親族里親の活用について、あるいは別な言い方をすれば、親族が親族里親という形での養育を受け入れていくような方向が大事だと思います。

仄聞したところでは、親族の皆さんは、子供は養育をするんだけど、お上の世話にはなりたくないということから、親族里親ということも十分知らないせいもあるらしいんですけども、そういう方向にはなかなか向かっていかない。

そうすると、親族の養育という非常にいいプラスの面ではあるんだけど、今後のことを考えていくと、やはり社会的養護と別のところの親族養育というのではないことが大事なのではないか。厚労省といいますか、東京都でその辺の御見解をお持ちでしたら、お願いしたいというのが1つでございます。

2点目は、都内に避難した家族、子供たちへの支援ということで、今もお話がありましたいろいろな大型の施設への避難、そこから更に、例えば市町村営の住宅へとか散っていく時期の

ようですけれども、大型避難所の中での子供たちへの学習支援であるとか、ボランティアの皆さんによる支援が行われてきたわけですが、そういう点を都の避難所の設営側として、そういうボランティアの学習支援を受け入れるということが非常に適切な措置であったと思います。

こういう点を、避難所によってはもっと早くから実施できればよかったというところもないわけではないようですけれども、今後のことを想定しというのはおかしいんですが、そういう避難所における子供の支援が客観的にも要請され、今度の場合もかなりそれが実現したということが、今後の教訓として大事なことではないかなと思ひまして、以上、2点申し上げました。

○網野委員長 そうしましたら、前者の方に関して、特に親族の養育、親族里親の関係ということで、都の見解ということですので、その点をお願いいたします。

○育成支援課長 事務局から御説明をさせていただきます。

震災孤児に対する支援、保護者の方が亡くなられた方に対する支援という意味では、やはり親族、できるだけ地域で継続的に親しんだ方のもとで育てられるのが一番適切ということで、親族里親について積極的に進めていくことが必要だと考えております。

国は、4月28日に、親族里親について積極的にこの制度の中で、手当は出ませんが、一定の生活費など経済的な支援をする中で、お子さんの養育が適切にできるようにということで推進を図っているところでございまして、都としても、都内に避難をされた親戚の方の中で、親族里親への申請があれば積極的に支援をしてみたいと考えているところでございます。

ちなみに、全国で6月10日現在、震災孤児に係る親族里親の相談、申請状況ということで水準を把握しておりますが、全体で72件の相談があつて、現在、申請が24件、認定が18件されている状況でございます。

都内の場合は、相談が1件ございましたが、申請には現在、まだ至っていないという状況でございます。

以上でございます。

○網野委員長 平湯委員、よろしいでしょうか。

○平湯委員 はい。

○網野委員長 ほかに何かございますか。

それでは、今後もまた継続して進めていかななくてはならない課題が多いかと思いますが、よろしくをお願いいたします。

それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

さきの第1回の本委員会で今期の部会として4つ立ち上げました。このうちの「里親認定部

会」「子供権利擁護部会」「児童虐待死亡事例等検証部会」、この3つの部会は前期から引き続いて審議を行っていくというものでした。

1つ、保育所の設備・運営基準に関する検討をするという専門部会につきましては、国の地域主権改革の動きに伴って、保育所の設備・運営に関する基準について早々に審議する必要があるということで、この前の本委員会で御決議をいただきまして、今期初めて立ち上げた経緯がございました。その後、それぞれの部会で活発な審議をいただいております。

まず、事務局からこれまでの経緯について御説明をお願いしますが、このうち専門部会については、部会長の柏女委員が遅れていらっしゃるということですので、柏女委員がこちらへいらしてから御報告をいただきたいと思っております。

それでは、このほかの3つの部会について、事務局から御説明をお願いいたします。

○育成支援課長 それでは、資料4「平成22年度における各部会の審議内容」について御説明をさせていただきたいと思っております。

2ページをごらんいただきと思っております。私からは、まず「里親認定部会」について御説明をさせていただきます。

「里親認定部会」は、知事が養育家庭、養子縁組里親、専門養育家庭、並びに親族里親の認定を行うに当たりまして、申込みをいただいた家庭の適否について御審議をいただいております。

開催回数でございますが、過去5年、各年において2か月に1回、年に6回開催をしているところでございます。

審議件数につきましては、過去5年、毎年大体年間100件前後諮問させていただいているところでございまして、直近平成22年度でございますが、4種別合わせまして96件諮問をさせていただきまして、審議の結果、適格が95件、再調査が1件という状況でございます。

また、5年間の合計でございますが、全体で512件諮問をさせていただきまして、審議の結果、適格が495件、不適格が3件、再調査が14件ということで御意見をいただいているところでございます。

以上でございます。

○次世代育成支援担当課長 それでは、次のページに移らせていただきます。「子供権利擁護部会」につきましては、私から御説明をいたします。

その名のとおり子供の権利擁護に関する案件につきましては、審議をいただいております。

まず、開催回数でございますが、過去5年を載せてございますけれども、平成22年は10回開催をしております。

審議件数を過去5年載せておりますが、(1) 児童又は保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない事例、これが22年度、38件でございます。

もう少し具体的に申しますと、(1) の事例につきましては、保護者の虐待等により児童相談所は施設入所を適当と判断するが、保護者は承知をしない、そういった案件につきましては、家庭裁判所に施設入所の承認をいただきますが、その適否についての審議をいただきました。

また、同じく家庭裁判所入所承認の期間更新についての適否、こうしたものを審議していただきました。これが38件でございます。

(2) 児童相談所が必要と認める事例。これは具体的に申しますと、対応が困難であり、高度な専門的知識が必要と判断されるような事例につきまして審議をいただきました。これが1件でございます。

その他につきまして1件いただきまして、22年度は計40件審議をいただいております。

次に、被措置児童等虐待の状況報告件数でございますけれども、網掛けのところ、22年度でございますが、受理件数としては23件。そのうち調査済みが18件、差引き5件は調査中でございます。

虐待の該当といたしましては、7件。その内訳でございますが、社会的養護関係施設が5件、里親関係が2件でございます。

以上でございます。

○家庭支援課長 それでは、私の方から「児童虐待死亡事例等検証部会」の審議内容について御案内いたします。4ページでございます。

開催回数でございますが、20年度以降の開催回数を掲げておりますが、22年度につきましては、本部会の回数は7回、ヒアリング等については10機関行いました。

審議内容につきましては、22、21年度の過去の事例についてはごらんのとおりでございますが、22年度、今年度につきましては、21年度中に発生いたしました重大な児童虐待13事例のうち1事例を検証いたしました。併せまして、22年度上半期に発生いたしました1事例につきましても早急に検証を実施ということで、計2事例について御検証いただきました。

2事例のうち1事例につきましては、部会による検証を行い、1事例につきましては、児童相談所が自ら検証し、部会に報告したものを基に、部会において検証いただいたということでございます。

報告書につきましては、23年度5月27日にプレス発表、公表をしておりますが、その

概要につきましては、5ページにA3でございます。

今年度の提言について下の方でございますので、御紹介をさせていただきますと「4 関係機関の取組に関する提言」ということで、提言1、状況の変化に応じ、客観的・合理的判断に基づいた的確な援助を行うことということで、ここに掲げている2点についての御指摘をちょうだいしております。

管轄内の要保護児童等に対する支援を共同して行うため、要保護児童対策地域協議会（個別ケース検討会議）の活用を徹底することということを2点目としてちょうだいしております。

3点目、精神疾患のある、あるいは精神疾患が疑われる保護者へのアプローチにおきましては、精神科医や保健師、心理職の活用及び連携を図ることという提言をいただいております。

以上、3点についての提言をいただいたという形で今回の報告書を取りまとめさせていただきます。

以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございます。3つの部会について具体的な内容で報告をいただきましたが、このことにつきまして各部会の委員の方から御意見、あるいは御感想などを含めて少し御発言いただければと思います。

まず「里親認定部会」ですが、磯谷部会長、お願いいたします。

○磯谷委員 磯谷でございます。

「里親認定部会」の答申内容は、先ほど御紹介があったとおりですけれども、審議の際にはそれぞれ委員の先生方から、その専門的知識や経験に基づいた有意義な助言が事務局を通じて、児童相談所に伝えられておりますことを付け加えさせていただきます。

審議を通じて感じた課題としては、前日も申し上げたかと思いますが、里親家庭で実際に起こっている問題を事務局からフィードバックにいただき、それを審議に生かすということをもっとやっていきたいと思うことと、専門里親や親族里親をもっと活用できないかといったことでございます。

最後にこの1年間最も痛手だったのは、やはり庄司順一先生が亡くなられたことでございます。今後も庄司先生に教えていただいた多くのことを胸に、審議の当たってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、2番目の「子供権利擁護部会」ですが、村井委員、お願いいたします。

○村井委員 部会長の高橋重宏委員が御欠席ですので、代わりに少し発言させていただきます。

開催回数ですが、22年度は10回になっていますけれども、3月は地震で開催しなかった
ので、ほぼ毎月開いていると理解いただきたいと思います。

審議件数も40件ですので、毎月4ケース平均ですが、本当に後を絶たないとか切らな
いとか大変な、数的なものだけではなくて内容も非常に重く、委員は一生懸命やってお
りますが、苦勞しております。

特に発言したいのは、3番目の被措置児童等虐待の状況ですが、これは新しい制度ができて、
この数値をどの評価するかというのは、委員会の中ではまだまとまっておりません。

私の個人的な意見が大変増えると思いますが、私は新しいシステムの中で問題が顕在化して
いるという、つまり、このシステムが機能しているというプラスの評価。残念ではありますが、
でも、顕在化しているという評価ができるのかなと思ったりもします。ただ、担当の方が大変
慎重に丁寧にお調べくださっておりますが、大変な業務だなということも実感しております。

プラスの面で問題が顕在化し、機能しているということも言えますが、この報告されるケー
スは、個別的で一過性なものなのか、それとも全体的な、組織的な問題なのか。特殊ケースな
のか、ないとされている施設にも共通の因子はないかみたいところで、もう少し個別のケー
スとしての理解ではなくて、システムとかマネジメントの問題とか、そういう側面からも検討
していかなければならないのではないという意見も部会の中では出ています。

まだまだ未解明な部分が多く、今後の部会の中での1つの課題になるのではないかとい
うことを述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、次の「児童虐待死亡事例等検証部会」につきましては、松原部会長、お願いしま
す。

○松原委員 この部会は開店休業になるのが一番望ましいのですが、残念ながら計20回、これ
まで、委員の方には、この東京都庁ではなくて実際の関係機関の場に赴いてヒアリング等を行
っていただきました。

報告書の毎年の表題になっております死亡ゼロを目指すためには、まず虐待の発生の予防を
しなければいけませんし、加えて起きたときの早期発見、対応といったこと、在宅での関わり、

必要な場合にどうやって親子分離ができるかということについて、また改めて検討する必要を感じております。

以上です。

○網野委員長 ありがとうございます。

資料4の中に部会の詳細な報告もございますので、参考にしていただければと思います。

以上の報告、御意見、御感想に対して、何か御質問あるいは御意見をいただけますでしょうか。

どうぞ、高橋委員。

○高橋（利）委員 高橋でございます。

幾つかの質問、または意見を申し上げたいと思うんですが、私も「里親認定部会」を担当させていただいておりますけれども、毎回大変数値としては、意向を出される、または認定を受けられる家庭があるわけですが、その委託について必ずしも促進がなされているのかどうか。

先般、国の里親委託率の実態の一覧表が出ました。この中に東京都は入っていないんです。かつて養育家庭制度を始めたころは、大変高い率で東京都は入っていたんですけども、最近の状況は里親さん

が増えながらも、委託がなかなかできないというところが何なのかということ。認定はするけれども、その後のマッチングがまだ十分なされていないのではないかとということが1つ。

もう一つ、特に児童養護施設に今、入所する子供たちは非常に重篤化したケースが多いのと、高齢化しているわけです。中学生等が多くなってくる。そんな中に、人権侵害的な子供同士の問題が起きつつあるのではないかと。これは先ほどの御報告の中にもあったと思うんですが、こういうことに対して従来の養護施設の機能の中では果たし切れないものがある。

前回の審議会で、たしか特別の施設づくりが提案されていて、その後、それがどうなっているかということについて御質問したいと思います。

○網野委員長 それでは、2つお話がありました後者の方については、以前専門部会で今後の新しい形の施設体系ということで提案がありましたが、その後の経過を、簡潔で結構ですけれども、触れていただけますか。

○育成支援課長 東京都といたしましては、今、非常に社会的養護に入ってくる、高橋委員から御指摘がございましたように、非常に難しいお子さんたちが入ってきているということで、平成19年から専門機能強化型児童養護施設事業ということでモデル的に着手をいたしました。

これは今のお子さんたちが持っている非常に情緒的な問題を踏まえて、施設に非常勤の精神

科医を配置し、心理職を加配して、国の心理的職員、いわゆる福祉的な援助をするに当たって多面的なアプローチ、早期に医療的なケアが必要なお子さんをそういった医療につなげる必要があるということで、19年にモデルを開始いたしまして、本格的には21年に拡大をいたしました。平成21年には、委託施設も当該施設を含めて62施設、東京都が委託している施設がございますが、平成21年が24施設で専門機能強化型施設ということで指定をして取組みをいただいております。

また、22年度におきましては、34施設でお取組みをいただいております。各施設での実施状況、非常に難しいお子さんの見立て、状態像がよりの確に把握できるようになって、よかったです。適切な支援につなげられているという評価をいただいているところでございます。

正直、そういった形で子供に密に関わることで、子供がより持っている問題を一旦は表に出しますが、それは子供が成長していく過程の中で必要だということで、まだ本格的に始まって支援が1～2年というところでございますけれども、それが定着していくことで、この辺りは毎年検証しながら、施設の方々とも御相談をしながら、より適切な支援を展開していければと考えているところでございます。

そんなところでよろしゅうございましょうか。

○網野委員長 よろしいでしょうか。

○高橋（利）委員 専門機能強化については児童養護施設の話なんですけど、私が質問したかったのは、もう一つ専門機能の次のランクの施設づくりというのがありますね。

○育成支援課長 20年8月の「東京都児童福祉審議会」で、新たな治療的ケア施設ということで答申をいただきまして、この2年間、庁内でその在り方についてさまざまな議論をしてきております。

当然私ども所管部、所管局といたしまして、実現に向けていろいろ議論を積み重ねてきているところでございますが、正直なかなか全国に例を見ない、私ども実は全国の情短施設なども精力的に見て回っているところではございますが、なかなかそのやり方についてまだ議論が詰まり切っていないところがあります。

引き続きそれをどういう形で実施できるのか、そういう非常に重篤な虐待を受けて、さまざまな問題行動を抱えたお子さんたちがいるという、非常に私どもじくじたるものがございますが、それに向けて、今、努力、庁内で検討しているところでございまして、それは私どもの今、課題になっているところでございます。できるだけ早期に何らかの形で実現をしたいということで取り組んでいるということで御理解をいただければと思っております。

○網野委員長 よろしいでしょうか。経過の御報告をいただきました。

それでは、ちょうど柏女委員が着席されましたので、後ほど思っておりましたが、資料4に関連する各部会の状況報告を進めております。4番目の「専門部会（保育所の設備・運営基準に関する検討）」に関しての報告をここで進めさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、事務局からまずお願いいたします。

○事業推進担当部長 それでは、御説明をさせていただきます。

審議の経過につきましては、お手元の資料4の6ページに記載がございますが、3回にわたって審議をいただいたところでございます。

本日配布しております資料「東京都児童福祉審議会・専門部会 議論の整理」をご覧くださいながら御説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。初めに、専門部会の設置についてでございます。先ほど委員長からも御案内がございましたが、地域主権改革推進法案が成立をいたしますと、条例制定の進めしていく必要がございますので、保育所の設備・運営基準の設定、その他、待機児童解消に向けた取組みについて審議をし、そこへ資するということを目的として、専門部会が設置されました。

このときには、法案はまだ国会で審議中でしたが、喫緊の課題ということから集中的な討議を行っていただきました。討議を進めるに当たりましては、第2回で提案された都からの提案内容を中心に集中討議を行ったものでございます。

以下、内容につきまして御説明いたします。

2ページ、「保育サービス拡充の取組」ということで、まず、現状についてでございます。御案内のとおり、平成22年度の待機児童数は8,435、特にその9割を占めます3歳未満児、低年齢児の問題が深刻です。

これに対して東京都は、平成20年度からの3か年で1万5,000人の定員増を図るといって、保育サービス拡充緊急3か年事業を開始いたしました。また、3ページになりますが、次世代育成支援後期行動計画に合わせて策定した、東京都保育計画の中では、潜在的ニーズを踏まえた目標の設定として、5年間で保育サービス利用児童数を3万5,000人増やすといったことに取り組んでおります。

また、3ページ「(3)」にありますように、保育の実施主体であります区市町村においても、待機児童の解消に向けて、地域の実情に応じたさまざまな創意工夫、緊急対策等が積極的にと

られております。

こうした実態を確認いたしましたし、それでも減らない待機児童に対して、4ページ以降でございますが、「待機児童解消に向けた更なる取組」について検討をいただきました。

その際、昨年の4月現在で1,740か所、定員では17万余の子供たちに対する保育サービスを担っております認可保育所、ここが今後更に大きな役割を果たすことが期待されているところでもあります。

平成22年9月に都が実施いたしました認可保育所の居室面積調査では、0歳・1歳児について、現在の1人当たり認可基準は3.3m²でございますけれども、実際の利用面積は0歳児室が5.75m²、1歳児室が3.79m²でございました。施設全体の規模等も大きく、居室以外のスペースにも余裕がある認可保育所の状況も勘案しますと、区市町村及び事業者の考え方や創意工夫によって、現行基準の範囲内でもまだ定員の弾力化等の余地があると確認をしたところでございます。

そうした中で今回の法案は、待機児童の多い都市部の事情を踏まえ、地域限定、時限的措置ではございますけれども、待機児童解消に向けた1つの方策であろうということでございます。

以上を踏まえ、東京都が提案をいたしました面積基準緩和に関する案について検討をいただきました内容が5ページの「(3) 都の提示案に対する評価・意見」でございます。

恐れ入ります23ページの資料をご覧ください。

上の表一番左に国基準を示してございますが、現在、国の最低基準は0歳児室・1歳児室と分けているのではなく、乳児室として1.65m²、ほふく室が3.3m²、2歳以上の保育室について1.98m²となっております。

これに対して、現在の東京都の認可基準は、0歳児及び1歳児について、1人当たり3.3m²、2歳以上児については、1.98m²としてございます。その他の都以外の他府県については、そこに記載させていただいておりますような形で認可基準を設定されております。

また、下の段、資料17にございますように、都内の区市町村においては、都の基準に更に乗せをした面積基準を設けておられるところもございます。

それでは、5ページにお戻りいただきたいと思います。こういった認可基準に対して、今回都が提示をいたしましたのは、原則として現行の認可基準でございます、0歳児・1歳児、1人当たり3.3を守りつつも、法が指定をした地域においては、年度途中で定員を超えて弾力的入所をさせる場合については1人当たり2.5m²以上とするというものです。1人でも多く待機児童を解消できるよう、都条例で緩和していくというのがお示しした内容でございます。

これについて、専門部会でまず確認をされたことが、都が定める面積基準は最低基準であって、最低限確保すべき基準という意味で、そのレベルまで緩和するよう誘導したりするものではないということです。

また、6ページにまいりますけれども、面積基準を適用するのは、保育の実施主体である区市町村が地域の実情を踏まえて、主体的に判断するものである。最低基準を踏まえながら、各施設においては常にそれ以上の施設運営の向上に努めることは当然である。ということの確認をした上で、検討がされました。

「専門部会の評価・意見」が次の「ウ」以降でございます。

まず、「面積基準の緩和」の必要性についてです。

大都市において急増する待機児童の問題を背景に、国がその必要性を認め、法に盛り込んでいるのだということを確認する必要がある。

また、東京の待機児童が全国の3割を占める状況の下で、都内の幾つかの自治体が都の認可基準よりも高い面積基準を設けていることの妥当性について、都民、各自治体の子育て家庭全体を巻き込んだ議論が必要とされる。

ゆとりを持って保育をしたいという事業者や保育従事者の思いや、現在の施設レベルを維持してほしいという保護者の気持ちは理解できる。保育環境がより豊かであることを望むのはだれしも共通である。しかし、一方で、認可保育所や認証保育所にも入れず、認可外保育施設を利用している児童が増えている現実をしっかりと認識しなければならない。

限られた財源と環境の中で、いかに最大限子供の福祉を損ねず、できるだけ多くの子供と子育て家庭に支援を届けられるかという課題を都民全体が共有する必要がある。

等といった御意見をいただきました。

この中で、明日の100人のための整備も必要だけれども、今、このときの1人の受入れも大切にして、1人でも多く入所できる方策も併せて講じるべきである。こうしたさまざまな有効策を講じていく必要があるだろうという御意見をいただいております。

「具体的な効果」につきましては、7ページになります。

弾力化の場合には、即効性を持って既存施設の柔軟かつ有効な活用が可能であり、問題が深刻な1歳児について4割の施設が既に最低基準に近い居室面積で運用されている中、緩和によってさらなる受入れ枠の拡大が可能となる。劇的に解消するわけではないけれども、確実に効果は期待できる。とのご意見です。

ここで19ページをお開きいただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、上の段にありますように、現在の運用状況は入所児童1人当たり面積が5.75m²、1歳児3.79m²が平均でございます。その下の資料12にございますように、0歳児については5m²以上が8割を超えておりますが、1歳児については3.3m²あるいは3.4m²といったところで運用されている施設が半分、49%です。

比較の意味で認証保育所が右にございますが、認証保育所については、年度途中において2.5m²まで緩和が可能ということで、そうした対応をとっているところが約半数であるということでございます。

再び戻っていただきまして、7ページ。こうした状況から劇的に解消するわけではないが、確実に効果は期待できるという御意見でございます。

また、「区市町村への影響」として、選択肢が増え、地域の実情に応じて工夫をする自由度が広がるものであるという御意見でございます。

8ページにまいりまして、「2.5m²までの弾力化」についての考え方はということです。

具体的なエビデンスがない中、認証保育所が、先ほど申し上げましたように、認証保育所は年度途中での2.5m²までの緩和等がされているわけですが、その認証保育所が、実施主体である区市町村や保護者の指示を得て、着実に設置が進み、現在、23区24市1町で約600か所設置されている。この実績を評価すべきである。とのご意見です。

また、神奈川県、横浜市、川崎市においては、2.475m²という基準を採用されているといったことも考えるべきという御意見をいただいております。

最後、以上の「まとめ」が8ページ下以降にございます。ご覧ください。

現在の待機児童問題の深刻さとさらなる対応の必要性については、委員の認識は一致をいただきました。

緊急一時的な措置として、年度途中に限って面積基準を2.5m²まで緩和し、さらなる定員の弾力化を図ることも対策の1つであり、その提案内容を了承するというのが多数の意見でございました。

一方で、一部の委員から、面積の緩和は選択肢として最終段階で考えるべきであり、もう少し時間をかけて法案の行方も勘案しつつ議論すべきである、という御意見もございました。

また、今後、認証保育所での運営実績や基準緩和後のモニタリングなど、都に何らかの検証を行うようにも求めております。

なお、留意すべき事項として、保育サービスの量的拡大は質の確保を図りつつ進めていくこと。また、保育サービスの拡充だけではなく、働き方の見直しなど社会全体で対応していかな

ければならないこと等にも言及をいただいております。

長くなりましたが、以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、部会長を務めていただいた、柏女委員から御意見、御感想がありましたらお願いいたします。

○柏女委員 遅れまして失礼をいたしました。

また、前回の児童福祉審議会にときは欠席をさせていただきましたので、今日初めてお目にかかる委員の方も多いのではないかと思えます。淑徳大学の柏女と申します。どうぞよろしくお願いたします。

私は、この部会の部会長を務めさせていただきました、委員とともに検討を続けてまいりました。また、網野委員長もオブザーバーとして、毎回必ず御参加をいただきました。

議論は3回という、そんなに多くない回数であったわけですがけれども、その間、メールのやりとり等で、かなりの意見調整なども行いながら進めてまいりました。7人でかなり厳しい議論があったことも事実でございます。

今回は3回の議論の整理という形で御報告をさせていただきました。今、事務局から、この議論の整理の概要について報告がございましたけれども、結論は8ページの2つ目の○に尽きると思っています。

今、御報告がありましたように、多数の意見としては緊急一時的な措置として、年度途中に限って面積基準を2.5m²まで緩和し、さらなる定員の弾力化を図ることも対策の1つである。これだけで大きな効果があるとは、委員一同考えておりません。さまざまな対策を組み合わせる中で、これも1つの選択肢にしていくことができるように、自治体が対応できるように緩和を図るべきではないかということで、都が提案した内容を了承するという点が多数意見でございました。

その一方で、一部の委員から面積の緩和は、選択肢として最終段階で子供の人権に深く関わることであるので、最終段階で考えるべきであり、もう少し時間をかけて法案の行方を勘案しながら議論すべきであるという意見でございました。

論点は、大きく2つでした。委員の中では、先ほどもありましたように、待機児童対策は深刻で、さらなる対策が必要だということは共通の認識で一致をいたしました。

また、もう一つ、児童福祉審議会ですので、子供の最善の利益を1番大事に考えて、議論をしよう、そこも一致をいたしました。

その中で議論を進めてまいりましたが、論点は大きく2つございました。1つは、その子供の最善の利益。つまり、子供にとって一番いいことは何かということ根底に考えようということですが、それが一体何を指すのかということで、委員の考え方の違いがあったこと、それから、時期です。もう少し時間をかけて多くの方々の意見を聞いた方がいいのではないかという、この時期の問題でした。

子供の最善の利益については、2つの意見が大きくあったと私は考えています。1つは、保育所に入所できないで認可外保育施設におかれていたり、あるいはそのまま家におかれている、その子供たちも含めて都に住む子供たち全体の最善の利益を考えるべきではないかという意見。

もう一つは、今、保育所に入っている子供たち、その子供たちの保育をよりよく行っていく。入所している子供たちの最善の利益を第一に考えるべきではないか。その考え方の違いがこの中に現れたと思っています。

都民全体の子供のことを考えていけば、そこに入れなくて認可外保育施設に入らざるを得ない、その子供たちを認可保育所で受け止めていくためには、さまざまな方策を講じながら、その1つとして面積基準の年度途中の緩和も1つの選択肢とあった方が、自治体の言わば対策の幅が広がるのではないかと考え、もう一つの入所している子供たちの最善の利益を考えるべきだという方では、やはりその子供たちの面積を緩和して、狭くしていくということは子供たちにとってはいかなものかという意見の相違があったということでございます。

もう一方は、時期です。1つは、先ほど申し上げましたように、子供にとってとても大切な決定をしていくわけですから、実際に保育所の方々ですとか認可外保育施設に子供を入れざるを得ない方々とか、そうした御意見を幅広くインタビューをしたり、ヒアリングをしたりして、最終的にもっと時間をかけて決めていくべきではないかという意見。

もう一つは、都が待機児童対策を考えていく上で、あるいは自治体が待機児童対策を考えていく上で、早くお示しをして、法案がまだ成立していない段階でしたので、早くその段階でも先んじて方針を決定し、そして、自治体の方が考えていけるような方策を講じるべきではないかという、この2つの見解の相違がこの結論になったと考えております。

そういう意味では、児童福祉審議会の専門部会として、子供の最善の利益を第一に考えて、議論してきたことは間違いのないと思っております。

私からの補足報告は以上でございます。少し長くなりまして、失礼をいたしました。

○網野委員長 ありがとうございます。

以上が4つの部会の報告ということで、途中から既に御質問、御意見をいただいておりますが、更にもしございましたら、お願いいたします。

どうぞ、平湯委員。

○平湯委員 都の提示案の意見は別にしまして、中身なんですけど、年度途中に限ってということになりますと、具体的な運用は年度が終わったところで、次の年度がまた始まるわけですけども、どういう運用ならよろしいということなんですか。初歩的な質問で理解不足かもしれませんので。

○網野委員長 内容的なことはまだ部会でも具体的には議論していませんが、お二人からの方がよろしいでしょうか。

まず、部会長から。

○柏女委員 緊急一時的ということですので、例えばもういっぱいになっているけれども、転勤してこられた方がいて、緊急に1~2人入らなければならない、そういう状況を考えています。緊急一時的にということになりますので、また翌年度になれば、それはなくなっていくということが想定されるという場合です。

○平湯委員 なくなるというのは何を。

○柏女委員 次のところにいきますので、その子は上の年齢に入っていきます。それで、また、3. 3m²でいくという感じのイメージになるかと思います。

それから、例えば学校の空き教室を使って、認可保育所ができるまで緊急的に分園をつくらうといったときに、できる限り希望する子供がそこに入っていけるようにしていくとか、そういう緊急一時的なイメージで考えています。いろいろな場合があろうかと思いますが、話の中で出たのはそういうことになります。

○網野委員長 事務局から補足はございますか。

○事業推進担当部長 ただいま柏女先生からお話があったとおりでございます。年度の頭の定員が最低基準どおりであり、目いっぱいの入所であった場合には、新たに途中で入所させるべき児童が出たとしても入れることができません。今回の都の提案は、そうしたときにも対応が可能ということで、年度当初から面積基準目いっぱいの形での定員設定と活用が可能となるということです。

○網野委員長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。松原委員、どうぞ。

○松原委員 やはり質問なんですけど、その場合に緩和されると子供が増えてきますね。それは単

にそこに子供がいるだけではだめなので、増えた分の保育士さんを確保しなければいけないんですが、年度途中は非常に難しいかなと思いますのと、その保育士さんたちは翌年度はどうなるのですか。

○事業推進担当部長 基本的には、保育士が充足している状況でなければ受入れができないということになります。保育士配置と入所定員との関係で、実際には受入れの余地があるような場合、0歳児について3対1、1歳になると6対1という形で配置基準が決まっておりますけれども、定員ぎりぎりまで入所者が入っていても、職員配置上はお1人入れても大丈夫という状況であれば受入れができるということであって、配置基準を下回る形では入所受入はできないということになります。

それから、学年が進行し、上の学年、次の年齢になりますと、また定員が変わってまいりますので、それに合わせた入所の形がとれるということになります。

○網野委員長 よろしいでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋（利）委員 質問ばかりして申し訳ありませんが、保育所の問題としては、今、待機児対策というのは、どこの区市町村でも言われているわけですが、実際に区市町村の担当者といろいろ協議する中で、要するに待機児対策として施設をつくるときの区市町村の負担も当然あるわけですが、入所した子供たち1人当たりにもた相当区や市は負担していかなければならない。そういう財政的な問題からも、なかなかそれに取り組めないんだということも聞いているんですけども、実際には、この1人の子供に対して、東京都と市と利用者の方の負担というのはどのぐらいの割合になっているのですか。

○事業推進担当部長 申し訳ありません。私が即答できずに恐縮ですが、調べまして、後ほどお答えをしたいと思います。

○網野委員長 財政負担ということの御指摘ということで、また後日お願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これまで非常に時間をかけ、いろいろ熱意を注いでいただきました各部会の審議の内容について御報告いただき、このことについては、皆様、御了承いただいたということで進めさせていただきます。

それでは、議事に入ります。3つございます。

最初に、副委員長の選任でございます。

先ほど来、お話が出ておりますように、庄司順一先生が御逝去されまして、この審議会での

副委員長が空席となっております。庄司委員がこの児童家庭福祉の向上・発展に非常に心血を注がれました。その御遺志も、またこの審議会としても引き継いでいきたいと思ひまして、先ほど来、磯谷委員からもお話がありましたし、このことを大切にしてい進めていきたいと思ひています。

そこで、具体的に新たに副委員長を選任するというこゝで、まずお諮りしたいと思ひます。副委員長の選任は、児童福祉法の第9条に基づきまして、互選により選出するというこゝになっております。前回第1回の本委員会におきましては、委員の方から、副委員長は委員長の一任でいかかという御意見、提案をいただきました。

もし御異議がございませんでしたら、今回もそのような形で進めたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、私、委員長としましては、これまで東京都の児童福祉審議会は非常に長きにわたって貢献されまして、しかもこの児童、家庭福祉分野で非常にさまざまに実績を重ねておられます松原康雄委員に副委員長をお引き受けしていただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

(賛成者拍手)

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、副委員長は松原委員ということで、こゝで決定させていただきます。松原委員、どうぞ副委員長席へお願いいたします。

(松原委員、副委員長席へ移動)

○網野委員長 早速ですが、一言ごあいさつをいただきたく、お願いいたします。

○松原副委員長 庄司先生は、非常に多大な貢献をされてきた先生の後を私がとてもカバーできるとは思ひませんが、東京の子供たち、あるいは子育てをしている家族を守り、育てるために精一杯頑張りたくと思ひております。

さまざまな現場で多様な実践が展開をされておりますが、その実践、働きを支えるのは、やはり社会的な制度、システムだと思ひております。この審議会では、本当に細かいところは恐らく議論できないかと思ひますが、大枠のどういうふうにつくっていくかについては、非常に貴重な議論ができると思ひております。そのお手伝いをさせていただきたいと思ひておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○網野委員長 ありがとうございます。

今、お話しいただいたこととも関連するんですが、今期、これからまた新たな審議事項を決めながら深めていきたいという方向で進めておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に議事2「新たな審議事項」についてお諮りしたいと思います。今期の児童福祉審議会ですべてに御審議いただく事項を具体的に検討したいと思います。

第1回の本委員会では、私と前副委員長、事務局とで内容を調整の上、改めて審議会にお諮りすることになっておりました。本日は、そこで具体的に御審議いただいて、今後のことを進めていきたいと思っております。

まず、具体的な審議の内容について、事務局から説明をお願いいたします。

○次世代育成支援担当課長 それでは、私の方から説明をさせていただきます。資料5をごらんください。

A3判のペーパー2枚でございますけれども「児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて（仮称）」を1つ目のテーマということで御説明をさせていただきます。

児童虐待におきましては、御案内のとおり、今、死亡事例等検証部会で活発な御議論をいただきまして、あと提言もいただいております。今回は、虐待防止法施行から10年ということで、そうした10年を振り返りながら、取組み全般について御議論をいただきたいと思っております。

リード文のところでございます。

児童虐待防止法施行から10年、児童虐待相談件数は右肩上がりの増加を続けておりまして、ケース内容も複雑化しております。この間、児童相談所、子供家庭支援センターを始め、地域の多数の関係機関が援助に当たってまいりました。

しかしながら、一連の取組みにもかかわらず、昨年来、全国的な傾向でございますが、死亡に至るような重篤な事例が後を絶っておりません。都の児童相談所の通告件数を見ましても、こうした重篤な事例に伴いまして、社会全般の虐待に対する意識を高めていただいた結果と思っておりますが、通告件数は前年度比1.4倍と大幅に増加しております。また、一時保護児童も増え続けております。

ここで2枚目の資料をごらんいただきたいと思います。児童虐待に関するデータ類をまとめております。これは22年度の速報値でございますので、御了承ください。

まず、左上の折れ線グラフが虐待対応状況（都、区市町村）の件数でございます。東京都児童相談所の対応件数ですけれども、児童相談所の件数といたしましては、この5年間は大体3,000件強のところまで推移をしておりました。ところが、21～22年にかけては、右肩

上がりがぐっと鋭くなっておりまして、4,450件ということで、顕著な伸びを示しております。

また、右下の折れ線グラフでございますが、一時保護所の新規入所状況という表がございます。これは色が付いておるのですが、一番上の折れ線グラフのところは虐待の件数でございます。18年度は544件だったのが、21年度は596件、そして22年度におきましては一気に上がりまして682という状況になっております。

また、左の真ん中辺りに円グラフがございます。一番左のところに「経路別の相談対応状況(都)」がございまして、ここに一番左のところは医療機関ございました。147件です。これも前年度に比しまして1.4倍増えております。この医療機関を取り上げましたのは、特に医療機関からの通告は非常に重篤なものが多いということで、こういった重篤な件数も増えているということで御理解をいただきたいと思っております。

1ページ目に戻っていただきたいと思っております。

こうしたデータのなものもございます。「経緯・データ」のところでございますけれども、法制度が12年11月に虐待防止法が施行になって10年ということで、それ以降、要保護児童対策地域協議会の整備ですとか、臨検捜索ですとか、いろんな法改正がございました。そして、23年5月には、親権の一時停止制度等も国会で可決、成立をしております。

そうした状況がございまして、やはり虐待死ゼロという目標を掲げておりますが、その目標達成にはまだ至っておりません。地域、現場での取組み、さまざま強化する必要があると思っております。

真ん中より少し下の「都の取組み」の10年のところ、児童相談所の体制強化のところでございますけれども、児童福祉司は平成13年度が106名だったのを183名に増員をしております。児童心理司も19年度は13名だったのを52名ということで増員をしております。

その他、区市町村の子供家庭支援センター事業ということで、先駆型といたしまして、23区、26市、1町ということで設置をしております。また、この間、虐待対策ワーカー、虐待対策コーディネーターの設置等、新規施策も打ち出しております。

右にルールの設定がございまして、48時間以内の現認の徹底、あるいは東京ルールと銘打っておりますが、児童相談所と子供家庭支援センターの連携ルール等、いろいろルール化もしております。こうした一連の取組みを進めてまいりましたが、やはり児童虐待の問題の深刻化は顕著でございます。

こうした状況を踏まえまして、課題を3つ挙げてございます。

1つ目が、増え続ける虐待相談件数、重篤化するケース内容への迅速、的確な対応ということでございます。ポイントといたしましては、まず専門性を支える人材の育成。これは児童相談所でございますが、基幹職員の育成、若手職員の専門性の強化がございます。今、なかなか児童相談所も経験年数の浅い職員が増えておりまして、そうした中でどうやって専門性を担保していくかが1つの大きな課題でございます。

区市町村の子供家庭支援センターの体制、対応力のレベルアップということで、区市町村におきましては、いろいろ支援センターを設置していただいておりますが、体制や対応力においてさまざまな状況が見られるということで、こうした区市町村の対応力を底上げできないかということで議論をいただければと思います。

あとは、警察等との連携強化ということで挙げさせていただいております。

課題の2つ目が、関係機関の埋まらないすき間で生じる重大事例ということで挙げてさせていただきます。

1つ目が、児童相談所と子供家庭支援センター、これは児童虐待対応の中核機関でございますが、この2者の連携。それから、児童相談所同士、他県の児童相談所間の連携をどうしていくか。もう一つ、学校、医療機関など、いわゆる独立性の高い機関と児童相談所、子供家庭支援センターの連携をどうしていくか。最後に、これは基本でございますけれども、要保護児童対策地域協議会の機能をどうやってまた一層強化していくか。そういった点を御議論いただければと思います。

課題の3つ目が、虐待の未然防止策が進展していないと書かせていただいております。言うまでもなく、乳幼児はハイリスクということで、これは死亡検証部会でも繰り返し御指摘を受けておりますけれども、こうした中で母子保健事業との連携をどうするのか。こんにちは赤ちゃん事業との連携をどうするのか。また、育児疲れ、子育て不安群のフォローの徹底、これは非常に重要なところでございますが、地域の子育て支援部門との連携をどうしていけばいいのか。更には特定妊婦、これは出産前から特別な支援を要する妊婦さんのことでございますけれども、こうした妊婦さんへの対応をどうするのか。こうした点をポイントとして御議論をいただければと思います。

いろいろな児童虐待は、言うまでもなく、福祉、保険、医療、警察、各関係機関が連携を強化して対応していかなければならない取組みでございます。こうした連携の強化、あとは人材の確保、育成などを視点に据えながら、実践的な方策を是非御議論いただければと思っております。

私の方からは、以上でございます。

○網野委員長 続けてお願いします。

○計画課長 続きまして、もう一件、私の方から説明を申し上げたいと思います。資料といたしまして、資料6「地域主権改革に関する動向」をごらんいただければと思います。

先ほど、保育所の設備・運営基準に関する専門部会の御報告でもございましたけれども、現在、厚生労働省令に定められております児童福祉施設の職員配置基準や設備基準などが、今後、都道府県等の条例に委任されることとなります。施行日が平成24年4月1日とされてございまして、この日より、児童福祉施設の基準は条例で規定する。政省令は条例制定する上の基準ということになります。

保育所につきましては、資料の真ん中より少し上に記載をさせていただきましたとおり、特例規定が可能とされておりましたことから、専門部会を設け、先行して御議論をいただいていた。先ほど御報告をさせていただきましたとおりでございます。

今後、国により政省令が制定をされましたら、条例委任される平成24年4月1日に間に合うように、都議会に東京都の児童福祉施設の設備・運営基準に係る条例案を提出する必要がございます。条例案につきましては、あらかじめ児福審で御審議をいただきまして、御意見をちょうだいした上で作成したいと考えておまして、本日、その旨、御了解をちょうだいできればと存じます。

この件についての説明は、以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございます。

非常に重要なテーマについて、2つ提案がございました。まず1つは、児童虐待、地域、現場での対応力の強化に向けてということで、審議を深めていきたいということで、先ほどのデータの御説明などにもありますように、非常に深刻化している児童虐待への対応を図っていくということでした。このテーマは、かなり長期的に審議を重ねていかななくてはいけないという側面もあるかと思えます。

もう一つは、先日成立しました、国が進めています地域主権改革の方向ですが、児童福祉施設の設備・運営基準を審議事項としたいということでした。先ほども報告にありましたように、保育所の設備・運営基準に関する検討については、保育所の居室面積基準を中心に検討を行ってきました。

更に今回の御提案は、対象を児童養護施設等々にも広げるということになります。

審議期間につきましては、国が政省令を制定していきます。その後で、また東京都議会に条

例案を提出する。この時期に合わせるということになるかと思います。

以上の2つの事項について提案がありました。皆様から御質問、御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

柘澤委員、どうぞ。

○柘澤委員 児童虐待の件で、先ほど部会報告の後で、これは意見ということではなくて、お願いという形で受け止めていただきたいのですが、先ほど提言3で精神疾患がある、また疑われる保護者へのアプローチにおいてという部分で提言がございました。また、今回資料の方にも出ておりますが、我々は保育園の方で19年度に調査をしたところ、保育所の中のいわゆる87%、約9割近くに精神疾患のラベリングをされている保護者の方が登園をされているという形で、そのところで保育士がその専門職でないところでの対応というところで、非常に苦慮をしているという部分があります。

そんな中で、是非保育所における心理職の活用及び連携というところに関して、このところですべての方が児童虐待をするわけではないんですが、是非その辺の心理職の定期的な巡回等の配置とかいう部分のところを検討していただければなど、お願いという形で意見を述べさせていただきます。

○網野委員長 第1のテーマについてのことでございました。

山口委員、どうぞ。

○山口委員 山口でございます。今、柘澤委員がおっしゃったことと同じなんですが、重篤な結果になる以前の家庭支援というのが、我々保育の現場で担っている部分でございます。精神疾患だけではなくて、子供に対する適切な対応をしないような保護者に対する家庭支援というのは現場で行っているわけでございますが、是非その専門的なケアというものが必要であると感じております。

それプラス、乳幼児だけではなくて、小学生以降の子供たちもそういった対象にもなっております。そういう意味では、学童クラブであるとか、児童館というのも、そういった役目を担っておりますので、それも併せて是非御検討をいただきたいと思っております。

○網野委員長 石崎委員、お願いします。

○石崎委員 石崎と申します。この2題の審議におおむね賛成なんですけれども、虐待のことに関して、これも当たり前のことなんです。東京都から資料5で示されていますが、親御さんの精神のこともありますし、小さい子供のことがとても問題になっていきますけれども、この連携機関の中に保健所が大事だろうと思っておりますので、この辺を是非入れていただいて、御

審議いただければいいなと思います。

2番の地域主権のことに関してもよろしいですか。

○網野委員長 どうぞ。

○石崎委員 これに関しても24年4月までに何か結果を出すということではないんですけれども、継続審議の中で個人情報のことがあるので大変難しいだろうと思うんですが、施設基準なども考えていく上で、あるいは先ほど村井委員がお話ししました被措置児童の虐待などのことでシステムの検討がありましたけれども、児童養護施設に入っている方のキャリアオーバーの問題で、その後、こういう状況の中で子供たちがどうなっていくのかということのも、なかなか個人情報のことで難しいだろうと思うんですが、検証が必要なのではないかととても思っています。発達障害とかに類する子供たちも多くなっていますし、被虐待の子供たちの措置も多くなっておりますし、その子供たちがこういう措置でどういうふう生きてきたのかということの検証が必要ではないかと思っていますので、その辺も引き続きで継続審議というか、検討をお願いしたいところです。

○網野委員長 ありがとうございます。これは審議期間が結構長くなるということは、そういうこととも関連するかと思います。

高橋委員、どうぞ。

○高橋（利）委員 済みません、重ねての発言です。

やはり養護施設のことですらどうしても代表として発言しておかなければならないと思うんですが、現在、児童養護施設はおおむね被虐待児です。そして、ティーンエイジャーが多くなっています。ですから、当然性的虐待等も受けた子供たちも入ってきているわけですが、この重篤していくというのは、単に虐待を受ける以前に、貧困だとか、また親自身が格差の中で社会生活が十分になされていないような、そういうケースも多い。それが結局、重篤という表現になるんだと思うんですけれども、そういう子供たちが、特に虐待を発見されて、早期に介入されて、一時保護されるわけですが、児童相談所の一時保護所の機能も今、本当に満所状態であって、児童相談所から養護施設に一時保護委託で来る子供たちが非常に増えてきているんです。養護施設では十分に調査されていない子供たちを見るということには負担が非常にあります。それから、加害者からどういうふう子供を守るかという精神的なものもありますし、中には学校へ出すこともできない、守っていなければならないという例もこれから増えていくだろうと思います。

そういうことからすると、この虐待対応ということは、やはりハードの部分をもっと整備し

ていかないと、要するに、施設をつくるとか、里親さんの拡大とか、専門性を高めるとか、児童相談所の福祉司の、先ほどお話もありましたが、やはりキャリアを上げていくこともしなければならぬのではないか。いわゆるパーマネンシブプログラムでのところでの問題が非常に今、犬塚先生もいらっしゃいますのでおわかりいただいていると思うのですが、施設に措置された後、変更になる子供たちも増えているんです。それは結局、養育がし切れないケースが多い。

だから、もっと早期発見ということも必要で、私の法人でも、0歳からの養護施設を一昨年始めました。そうすると、その子供たちの発達の一定の未成熟な部分を成熟させていく中に、親も巻き込むことも可能なんです。

ですから、やはり問題を早期に取り組めるような仕組みだとか、18歳で終えるということは、今、こういう子供たちは絶対に無理です。ですから、イギリスのように22歳まで引き上げるとか、何か公的な支援をこういう子供たちに考えていくということも、この審議会の1つの意味があるのではないだろうかと思います。

○網野委員長 いろいろな御意見、御希望、御要望をいただきました。

柘澤委員、どうぞ。

○柘澤委員 面積基準の方に関しましては、いろいろ意見を言わせていただいたんですけども、本当にこれは早急に解決しなければならないという部分に関しては、全くそのとおりなんです。先ほど東京都の方から、資料としても使われております東京都の社会福祉協議会の例、調査をしたアンケートの結果の部分が出ています。それによりますと、このアンケートに関しては、62区市町村と認可と認証保育所、そこに通われている保護者の方、また、そこを見学に訪れた方と、それぞれの方にアンケートを取らせていただきました。

その見学アンケートにおいて、子供を保育する環境として遵守するものについて20項目の選択肢から5つ選んでいただいたところ、入園できる可能性という切実なニーズよりも、まず第一に保育園というのは、生活施設なので、通電や通勤に便利な立地。

2番として、伸び伸びと楽しく過ごせる環境。

3番として、落ち着いて過ごせる保育室。

4番として、敷地内に園庭がある。

5番として、園内や周辺的环境がよい。

6番として、園内で調理した食事を提供。

7番として、園の方針が決定。

こういう部分を注視していく。この辺のところからいった例でいくと、保育所の定義拡大を進める上で、面積もそうですけれども、こういった利用者ニーズの部分も是非考えておいていただきたいというのがアンケートの結果から出ていることを御報告させていただきます。

○網野委員長 秋山委員、どうぞ。

○秋山委員 秋山と言います。資料5の虐待防止のところ、課題3にある「虐待の未然防止策が進展していない」という点ですけれども、現在、乳幼児健診は虐待の早期発見を目的としていることは明らかですが、現場ではまだ個別健診、集団健診という点など、その取組みにまだばらつきがあるように思います。やはり、乳幼児健診の方法をもう一度虐待に目的があることを明確にした上で見直すことも必要ではないかと思えます。

小児科医の中には、1か月健診を公的にした方がいいのではないかと、あるいはプレネイタルビジットをもう少し取り組んだ方がいいのではないかなど、意見はありますけれども、それがまだ一部になっておまして、その点を含めて虐待の未然防止に取り組む余地は十分にあると考えます。

以上です。

○網野委員長 ありがとうございます。

まだまだ御意見などお聞きしたいんですが、進行上ちょっと時間が押してまいりまして、申し訳ありません。不手際で予定の時刻を過ぎようとしております。今のここだけが御意見をいただく機会ではありませんので、今後とも、もしこの2つを進めるということになりましたら、いろいろ御意見をいただければと思います。

それでは、この専門部会の設置について、新たな審議事項を踏まえて、具体的に検討していきたいと思えます。設置、委員の指名ということで、私の方から提案したいと思えます。

まず、部会に属する委員につきましては、東京都児童福祉審議会条例施行規則第5条第2項によりまして、委員長が専門的知識を有する委員の中から指名するとなっております。したがって、まず第1の児童虐待・対応のテーマに関しましては、この分野に非常に関わりの深い学識経験者の方、司法、保険分野に携わっておられる方、そして、都民の代表の方などにお入りいただきたいと思えます。

そこで具体的に委員を私の方から申し上げたいと思えます。

磯谷委員、犬塚委員、柏女委員、佐藤委員、高田委員、松原委員、中板委員、以上の7名の方を第1の専門部会の委員とさせていただきたいと思えます。私もオブザーバーとして参加させていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○網野委員長 特に異論はございませんので、この線で進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それから、今期のテーマを考えますと、実務的な視点も生かしていかなくてはなりません。審議を進めていく上では、今、お願いいたしました委員の皆様のほか、この分野に、特に児童福祉事業に従事されている方などに関わっていただくことは大変大事かと思えます。そこで、臨時委員としてお入りいただく方をまた決めていきたいと思えます。

このことについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○計画課長 ただいま委員長からお話がありましたけれども、より専門的な審議をお進めいただくために、児童福祉法第9条第2項及び第3項の規定に基づきまして、委員長からお話をちょうだいしました分野の皆様の中から、臨時委員を委嘱させていただきたいと思っております。

委員の人選につきましては、委員長と副委員長、事務局において調整の上、進めさせていただければと考えております。よろしくをお願いいたします。

○網野委員長 今の御説明を踏まえまして、この件につきましては、児童福祉法にも審議に関して「特別の事項を調査審議するために必要があるときは臨時委員をおくことができる」とされておりますので、特段の御意見などがございませんでしたら、委員長、副委員長、事務局で調整して、この点は進めていきたいと思えます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○網野委員長 ありがとうございました。

それでは、次の「児童福祉施設の設備・運営基準」に関してです。こちらに関する専門部会での審議は、先ほども説明がありましたように、国が政省令を制定していくというプロセスがまだ残っております。したがって、本日、委員の指名はまだ行う段階ではないかと思えますので、委員長一任とさせていただきたいと思えます。

これらにつきましても、審議会の委員から選任させていただくほか、同じようにこのテーマに関わりのある臨時委員を置くこともあるかと思えます。その点も委員長、副委員長、事務局で調整して進めていくということでお諮りしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○網野委員長 それでは、そのように進めていきたいと思えます。

本日御承認いただきました審議事項につきまして、専門部会で今後勢力的に御審議いただいて、その結果を本委員会に報告して、御意見をいただくというプロセスで進めていきたいと思

います。

本日、第1の方の部会に関しては、専門部会の委員の皆様方、今後よろしくお願ひいたします。

それでは、時間もちょっと過ぎてしまいましたが、最後に今後の予定ということで、日程を含めて、事務局から御説明をお願ひいたします。

○計画課長 今後の審議日程につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、今期の委員の皆様のご認識は、平成24年11月3日までとなっているところでございますけれども、先ほどお諮りをいたしました児童虐待の関係につきましては、今後できるだけ早期に専門部会を設置させていただきまして、御審議を重ねていただき、最終的に御提言としておまとめをいただければと考えております。

また、施設の設備・運営基準につきましては、国の政省令制定の動向を見据えながらということになりますので、恐らく審議開始が8月以降となるのではないかと考えておりますが、国の動きが具体的になった段階で、これについての専門部会を設置させていただきまして、東京都議会に条例案を提出する時期までに、専門部会としての御意見をとりまとめいただきたいと考えております。

なお、具体的な開催日程につきましては、後日、部会委員の皆様のご都合をお伺いし、調整させていただいた上で決定をさせていただければと考えております。よろしくお願ひいたします。

○網野委員長 以上で本日の議事を終了したいと思います。申し訳ありません。進行上の不手際で予定をオーバーしてしまいましたことをお詫びいたします。

長時間の御審議、大変ありがとうございます。これで終了させていただきます。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 済みません、この場をお借りしまして、子供の健全な発達と福祉向上のために質問をさせていただきたいことがございます。

このたびの福島原発の事故以来、政府やお役所の方々と親の間には大変な温度差が生じておりまして、子供を育てる親にとって不安な日々が続いております。感受性の高い子どもを対象とした東京都における対策が何かありましたら教えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。都の御見解を教えていただきたいと思ひます。

○計画課長 確認をさせていただきます。

東京都にお住まいのお子様は、やはりこういった震災の影響で心が不安になっているとい

うことでしょうか。

○佐藤委員 親も含めまして、日々非常に不安を感じているというのが現状です。

○福祉保健局長 それでは、私の方から若干コメントをさせていただきます。

東京都では今、もう御承知のとおり、都内の7か所で放射線の測定をしておりますけれども、これと並行して、先々週から新宿の健康安全研究センターで、いわゆる人体への影響ということを考えて、地上から1 mの高さで放射線の測定を始めております。

実は、明日から、それを拡大いたしまして、都内100か所で放射線の測定をするということと併せまして、やはり今、お話がありましたとおり、区市町村でそれぞれの地域、学校ですとか、保育所ですとか、さまざまな地域の測定をしたいという御要望もありますので、東京都の測定と併せて、各市町村にその測定機器を貸し出すという取組みを進めております。

したがって、このような測定をきちんとするという取組みをしており、その測定をした段階で、できるだけ早期に公表していくことと考えておりますので、まずは現在の放射線の状況が、東京都の場合、そんなに現時点で人体に重大な影響を及ぼすというところまでは、必ずしもいかなだろうと我々は考えておりますので、どうかその正しい情報について、よく東京都のホームページ等で御確認をいただければと思っております。

ただ、一部によくホットスポットということで報道をさせていますけれども、非常に高いところが今後あった場合にどうするかという点については、現在、国の方に対して、今、御承知のとおり、国の基準というのが福島県だけの基準です。年間を通じて1 mSvを上回らないように努力をするという基準は、福島県だけです。

では、上回った場合にどういう措置をするのかということも、現在福島県だけの対応で、その他の地域にはない。したがって、これはやはり国の方で、東京を含め、全国でそういう対応を統一的に決めてもらわないと、いろいろな形で不安が広がってくるということがありますので、東京都としては、今、各地で測定をすると同時に、そういったことを今、国に求めているという状況でございます。

いずれにいたしましても、東京都として、情報公開をこれから積極的にやっていきたいと考えておりますので、どうかホームページ等でそういう情報をよく御確認をいただければと思っております。

以上でございます。

○網野委員長 子供を育てる上で大事な御指摘をいただきました。

○佐藤委員 ありがとうございます。

内部被爆につきまして心配しておりますので、よろしくお願ひします。

○網野委員長 局長からの御説明がありましたように、これからもずっとこのことでいろいろな情報が出るかと思ひます。

それでは、よろしいでしょうか。大変長時間、ありがとうございました。これで終了させていただきます。